

文化振興基本計画推進専門分科会について

1. 文化振興基本計画の進行管理

(1) 計画での位置付け

- ・文化振興施策を推進するための庁内組織を新たに設置し、計画の進行管理を行う。
- ・各施策の取り組み状況について確認するとともに、さまざまな取り組みを連携させることや、今後、どのような取り組みを行っていくべきかなどについて検討する。

(2) 文化振興基本計画推進専門分科会の設置

- ・文化行政の総合的な企画、調整及び推進を目的に設置されている「文化行政推進会議」*の専門分科会のひとつとして、文化振興基本計画推進専門分科会を設置した。

※資料 2 「文化行政推進会議設置規程」

2. 専門分科会構成員

- ・文化の振興を先導的に推進していく関係部課の係長・主査または担当者で構成。

※資料 3 「文化振興基本計画推進分科会名簿」

3. 専門分科会での検討事項および開催時期（平成 26 年度）

(1) 検討内容

- ①進行管理の方法の検討
- ②取り組みに対する検討

(2) 開催時期

- ・年 1 回開催（7 月 15 日）ほか随時開催
- ・会議を開催するだけでなく、随時分科会会員からの意見を受け付けるとともに、必要に応じて庁内メール等で意見照会を行う。